

サイバーリスクを完全に防ぐことはできません！

事故発生時には、さまざまな費用が発生します。

～保険を活用し、いざという時の費用の備えを検討しませんか？～

サイバーセキュリティ保険では、事故対応に伴い発生した**費用**を補償します。

事故の発生 !

各種調査の実施

- サイバー攻撃を受けている旨の報告を受けて**状況確認・調査**を実施

サイバー攻撃調査費用



- 事故の原因、被害範囲を調査

事故原因・被害範囲調査費用



- 行政機関による取り調べへの対応

公的調査対応費用



専門家への委託・相談

- 弁護士への法律相談

法律相談費用



- コンサルティング会社へ相談

コンサルティング費用



- ネット炎上・風評被害等の拡大を防止するための措置

被害拡大防止費用



復旧作業・再発防止

- 従業員等の超過勤務

事故対応費用



- 損傷したサーバーの修理および代替品の手配

情報システム等復旧費用



- 信頼回復のため管理体制を見直し、認証取得

再発防止費用



被害者への対応

- 社告・会見による事故状況の説明

社告宣伝活動費用



- 問い合わせへの対応のため、コールセンターを設置

事故対応費用



- 事故の被害者に対する見舞品の購入および文書作成、発送

見舞金・見舞品購入費用



詳しくは裏面をご覧ください。

より幅広い費用を補償する、 サイバーセキュリティ保険**ワイドプラン**への加入を検討ください！

ワイドプラン

ベーシックプラン

■ 事故原因・被害範囲調査費用

事故の原因の調査、被害範囲の確定のために要する調査費用



■ 社告宣伝活動費用

謝罪広告・会見等に要した費用および事故再発防止・危機管理改善を行った旨の宣伝・広告費用



■ コンサルティング費用

外部にコンサルティングを委託するために要した費用



■ 見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見舞品購入等の費用



■ 事故対応費用

■ 法律相談費用

■ サイバー攻撃調査費用

おすすめ!

サイバー攻撃の有無を判断するため、外部機関(貴社が情報システムのセキュリティ運用管理を委託している者を除きます)に依頼した調査費用



調査の結果、サイバー攻撃が発生していなかった場合にも、調査にかかった費用をお支払いします！



■ 情報システム等復旧費用

情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する復旧費用等

・情報システムのうち、サーバー、コンピューターおよび端末装置等の周辺機器ならびに、これらと同一の敷地内にある通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用
・損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用 など



■ 再発防止費用

情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する再発防止費用(情報システムの廃棄および新規取得費用を除く)



■ 被害拡大防止用

ネットワークの切断およびネット炎上・風評被害等の拡大防止のための費用



■ クレジット情報モニタリング費用

■ 公的調査対応費用

(注)お支払いには一定の条件があります。詳しくは、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

サイバーセキュリティ保険では、事故対応時の費用を補償するだけでなく、事故発生時の専門業者紹介サービスをご用意しています！

サイバー
セキュリティ保険

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。

(注1)このサービスは、専門業者をご紹介するものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。

(注2)貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。

●このプランは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「サイバーセキュリティ保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(171212) (2017年12月承認) GB17C010695 [DT62]